

選 択 約 款

(ガス灯契約)

平成 30 年 8 月 1 日

福山ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. ガスメーターの不設置	2
7. 使用量の算定	2
8. 料 金	3
9. 延滞利息	3
10. 料金および延滞利息の支払方法	4
11. 単位料金の調整	4
12. 名義の変更	5
13. 契約の変更または解消	5
14. そ の 他	5
付 則	6
(別 表) 1. 料金および消費税等相当額の算定方法	7
2. 料 金 表	8

1. 目 的

この選択約款は、ガス灯の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用および効率的な事業運営を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとし、(3)および(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「ガス灯」… 光源としてガスを使用する照明機器をいいます。
- (2) 「契約容量」… ガス灯の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し、3.6 を乗じた値（小数点第 3 位以下切り捨て）をいいます。
- (3) 「契約 1 日あたり使用時間」… 契約で定める各月の 1 日当たりの平均使用時間とします。
（小数点第 2 位以下切り捨て）
- (4) 「契約月別使用量」… 契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用量をいい、ガス灯の

定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し 3.6 を乗じた値に、契約 1 日当たり使用時間および各月の月間日数を乗じて求めた値とします。（小数点以下切り捨て）

- (5) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては 8 パーセントといたします。
- (7) 「単位料金」… 11 に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

道路・公園等にガス灯を設置する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、ガス灯 1 基を 1 需要場所として、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用をお申し込みされる場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社は、その使用計画に基づき使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約容量
 - ② 契約 1 日当たり使用時間
 - ③ 契約月別使用量
 - ④ 契約年間使用量

6. ガスメーターの不設置

当社は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。

7. 使用量の算定

当社は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。ただし、料金算定期間の確定のため、次の日に検針を行ったものとみなします。

- ① 新たにガスの使用を開始した日

- ② 当社があらかじめ定めた日
- ③ 需給契約を解約した日
- ④ ガス小売供給約款 36 に定めるガスの供給を停止した日
- ⑤ ガス小売供給約款 37 に定めるガスの供給を再開した日

8. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)がガス小売供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客様の都合や契約違反により本契約を解消された場合、またはガスの使用を一時停止された場合、その月の基本料金は(1)に基づく1か月当たりの料金全額といたします。なお、お客様より事前に申出があった場合、従量料金は使用日数に応じて算定するものといたします。

9. 延滞利息

- (1) お客様が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
 - ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客様の口座から引き落とした場合
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

$$\text{算定の対象となる本体料金} \times \text{支払期限日の翌日から支払いの日までの日数} \times 0.0274 \text{ パーセント}$$

(1円未満の端数切り捨て)

(備 考)

消費税等相当額の算定方法は、別表1(4)のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則としてお客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じいたします。

10. 料金および延滞利息の支払方法

料金および延滞利息は、口座振替または払込みのいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、ガス小売供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によります。

11. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1 (3)のとおりいたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

前記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数を切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、および原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

68,280 円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表 1 (3)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たり LNG 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)、およびトン当たりプロパン平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9820 + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0195$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

12. 名義の変更

お客さままたは当社が契約中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は、契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

13. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2の規定によりこの選択約款が変更された場合は、契約中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

14. その他

- (1) 本支管を延長する工事を伴う場合には、ガス小売供給約款別表第2の当社負担額は次により算定いたします。

$$\text{当社負担額} = A \times B$$

A：契約容量

B：ガス小売供給約款に定める1立方メートル毎時当たりの当社負担額

- (2) 道路上にガス灯が設置される場合であって、本支管からガス灯が占有する区画に至る導管経路上に内管が存在しない場合、本支管から分岐してガス灯が占有する区画との境界線までの導管を供給管、以降の器具バルブまでの導管を内管、器具バルブ以降を消費機器とみなします。
- (3) その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本選択約款は、平成 30 年 8 月 1 日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成 30 年 7 月 31 日までガス灯契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成 30 年 8 月 1 日以降本選択約款が適用されるお客さまについては、平成 30 年 8 月 1 日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算定式により算定いたします。

（算定式）

料金 = (イ) 旧選択約款適用期間の料金 + (ロ) 本選択約款適用期間の料金

(イ) 旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

= 旧選択約款の基本料金 × D_1 / D + 旧選択約款の 9 の規定により平成 30 年 3 月から同 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 × V_1

(ロ) 本小売約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

= 本選択約款の基本料金 × D_2 / D + 本選択約款の 11 の規定により平成 30 年 3 月から同 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 × V_2

（備 考）

D は、料金算定期間の日数（ただし、ガス小売供給約款に定める 22 (3) の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 30 日以下または 36 日以上の場合は、基本料金按分の算定式の D を 30 とする。）

D_1 は、D のうち平成 30 年 7 月 31 日までの期間に属する日数

D_2 は、D のうち平成 30 年 8 月 1 日以降の期間に属する日数

V は、料金算定期間の使用量

V_1 は、旧選択約款適用期間の使用量 = $V \times (45 \times D_1) / (45 \times D_1 + 46 \times D_2)$ （小数点以下の端数切り捨て）

V_2 は、本選択約款適用期間の使用量 = $V - V_1$

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または 11 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

1 か月および 1 需要場所につき	864.00 円
-------------------	----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	107.35 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、11の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。